

の各
基論
針本6
方っ

基本施策/現状と課題

基本 害の 針回 1復 及び 経済 的負 担の 提 言	1 損害賠償請求援助 ←基本的施策	現状と課題	具体的施策
	27 交通事故相談所での相談等	民事訴訟に関する支援は、多くの被害者支援センターが行っていない現状がある。地方公共団体では民事不介入の立場をとる傾向があるが、少なくとも刑事事件に由来した賠償請求については、相談に応じることが期待される。犯罪被害者等支援に精通した弁護士を紹介するルートを予め構築しておくことも必要である。また、民事訴訟の期日に出席または傍聴するために必要な費用の補助等も行う必要がある。（被害者が創る条例研究会資料より）	○交通事故相談員 交通事故相談所において、交通事故に係る損害賠償問題等に関して、相談員による無料相談を行うほか、相談内容によっては、交通事故相談者の間で解決が困難な案件等について交通事故に精通した弁護士等の専門の期間を紹介します。（こども生活福祉部生活・くらし安全課）（資料2東京都）
	28 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実		○損害賠償請求についての援助等 刑事和解制度や訴訟における被疑者情報の秘匿制度の紹介、訴状の書き方に関する一般的な助言等を行うとともに、被害者支援に精通した弁護士を紹介する。（警察本部警務部広報安全課）（被害者が創る条例研究会資料より）犯罪被害者等が、加害者を適切に請求することができるよう、損害賠償請求制度等についての情報提供を行うとともに、その方法等についてアドバイスするなどの支援に努めていきます。（資料2東京都）
	29 暴力団犯罪による被害の回復の支援		○暴力団被害による被害からの回復 沖縄県暴力運動追放推進センター及び弁護士会と連携して、暴力団犯罪による被害の回復を支援します。（警察本部刑事部組織犯罪対策課）（資料2東京都）
	2 経済的負担の軽減	現状と課題	具体的施策
	30 生活福祉資金貸付制度の運用	沖縄被害者支援ゆいセンターでは、犯罪被害者給付金制度、生活保護、社会福祉協議会等の一時金貸付の手続きサポート支援があるが、経済的補助を受けるまでに、被害者は心身に多大な影響があり、日常生活の質は落ちるが、手続きにはハードルがあることから補助の受給前に被害者が力尽きることが考えられる。沖縄県独自の被害者給付金制度の制定、拡充が必要である。（沖縄弁護士会パブリックコメントより）	○経済的負担の軽減 県は、犯罪被害者等の日常生活及び就学における犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の給付、貸与の斡旋等必要な経済的支援を行う。（子ども生活福祉部福祉政策課） （★矢野会長の提出資料参照、細かい金額の設定が必要では） （被害者が創る条例研究会資料より） （★以下資料4警察庁） 2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係） (1) 犯罪被害給付制度の運用改善 警察庁において、 仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、同制度の関係職員への周知徹底、犯罪被害者等への教示等 について都道府県警察を指導するとともに、犯罪被害者等給付金の早期支給に努める。【警察庁】（13） (2) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減 警察庁において、都道府県警察に対し、 緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等の性犯罪被害者の医療費の公費負担に要する経費を補助する。また、緊急避妊等の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用され、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものとなるようにするとともに、性犯罪の被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知 も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】（14） (3) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等 警察庁において、 公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努める よう、都道府県警察を指導する。また、警察庁において、 カウンセリング費用の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用される よう、都道府県警察を指導するとともに、警察において、同制度の周知に努める。【警察庁】（15） (4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置 都道府県警察において、 司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公費負担制度の積極的な活用 を図る。【警察庁】（16） (5) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等 警察庁において、地方公共団体に対し、 犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入 を要請する。また、犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイト等を通じて、これらの制度を導入している地方公共団体について、国民に情報提供を行う。【警察庁】（17） (6) 預保納付金の活用 振り込み詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込み詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。【金融庁、財務省、警察庁】（18）（再掲：第4-3（244）） (7) 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援（沖縄県において県外での犯罪被害等を含める必要があるのでは？） 警察庁において、 国外犯罪被害者弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう 、都道府県警察を指導するとともに、警察及び外務省において、同制度の周知に努める。【警察庁、外務省】（19）
	31 母子父子寡婦福祉資金貸付金による支援		
	32 犯罪被害者支援に係る公費支出		

3 住居の安定		現状と課題	具体的施策
55	女性相談所等における一時保護体制・対応の充実	犯罪被害によって従前の住居に居住が困難になった場合、被害者自らが新居を探したり、引っ越しの手続きをしなければならない現状がある。被害者等の配慮としては、公的住宅に対して、一時的な保護と長期的な住居の両方のニーズに応えられる施策を講じる必要がある。また、都道府県では、不動産関係団体と協定を結び、仲介手数料の減免や物件情報の迅速な集約等、犯罪被害者等が転居する際の負担を軽減する取り組みが広がり始めている。また、犯罪被害者等が利用できる民間シェルターへの助成や転居費用の補助、転居後の家賃の補助等を行っている自治体もある（京都市）。また、犯罪被害者等への配慮としては、抽選によらない入居、入居条件の緩和、抽選倍率の優遇などがあります。（被害者が創る条例研究会資料より）	○女性相談所等における一時保護体制・対応の充実 婦人相談所における被害女性の安全の確保や心理的ケアが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、夜間・休日を含む緊急時についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する。（子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）（資料4 警察庁）
56	公営住宅への優先入居		○犯罪被害者等支援に係る宿泊施設の提供 県は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者に対し、居住に安定を図り、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることが内容にするため、公営住宅の活用、転居支援その他必要な支援を行う。（土木建築部住宅課）（被害者が創る条例研究会資料より）
57	公営住宅の一時使用		○犯罪被害者等支援に係る宿泊施設の提供 犯罪被害者等が被害直後、一時的に自宅に居住できない場合、一時的な居住場所の提供を行うほか、再び平穏な生活を営むことが出来るよう、安定した新たな居住先の確保に努めます。（土木建築部住宅課）（資料1 東京都）
58	犯罪被害者等への入居支援		○犯罪被害者等支援に係る宿泊施設の提供 県は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者に対し、居住に安定を図り、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることが内容にするため、公営住宅の活用、転居支援その他必要な支援を行う。（土木建築部住宅課）（被害者が創る条例研究会資料より）
59	被害直後における居住場所の確保		○犯罪被害者等支援に係る宿泊施設の提供 犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、一時的に利用できる宿泊施設を提供し、その宿泊料を公費で支出します。（子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）（資料2 東京都）

4 雇用の安定		現状と課題	具体的施策
60	犯罪被害者等への就労支援	犯罪被害者等は、犯罪被害による直接的は心身への影響や通院により、また刑事や民事の手続き等、様々な事情によって仕事を休まざるを得なくなる。犯罪被害者が被害に遭った後も職場の理解を得て働き続けられることが望ましい。そのため、自治体が事業主に対し、犯罪被害者等の置かれている状況や職場での配慮について働きかけることが期待される。既存の条例には、就労準備金を助成する自治体もある（兵庫県）。（被害者が創る条例研究会資料より）	○雇用の安定 犯罪被害者の雇用が安定するよう、希望者については、労働問題に対する相談や、職業訓練、職業紹介を通じて、支援に努めていく。また、労働問題や職業訓練、職業紹介に関するリーフレットを配布するなど、犯罪被害者等で就労を希望する人に対して情報提供を行う。（商工労働部労働政策課）（資料2 東京都）
61	労働相談窓口の設置及び周知		○雇用の安定 犯罪被害者の雇用が安定するよう、希望者については、労働問題に対する相談や、職業訓練、職業紹介を通じて、支援に努めていく。また、労働問題や職業訓練、職業紹介に関するリーフレットを配布するなど、犯罪被害者等で就労を希望する人に対して情報提供を行う。（商工労働部労働政策課）（資料2 東京都）
62	個別労働紛争解決制度の周知		○個別労働紛争解決制度の周知 事業主との間で生じた労働問題に関し、犯罪被害者等への情報提供、相談対応等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を図る。（商工労働部雇用政策課）（資料4 警察庁）
追加	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発		○犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況から、県においては、リーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により、経済団体や労働団体をはじめ事業主や被雇用者等に対し、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害からの回復等のための休暇制度等について周知・啓発する。（〇〇部△△課）（資料4 警察庁）

基本精神的 方針・2 身体的被害の回復	1 保険医療・福祉サービスの提供	現状と課題	具体的施策
	33 生活困窮者自立支援制度	犯罪被害に起因する傷病は第三者行為による傷病として、医療保険を利用できる。加害者の署名の入った損害賠償誓約書の提出がなくても保険者は保険給付を行う旨も、厚生労働省から保険者あてに通知されている。	○自立支援医療 犯罪被害に係る理由により、精神疾患を有して、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状を有し、一定の要件を満たす者に対して、医療に要する費用の一部を公費で負担します。（子ども生活福祉部保護・援護課）（資料2 東京都）
	34 里親支援事業	医療費の負担を軽減するシステムとして、医療費控除制度、高額医療費制度、自立支援医療制度等さまざまなものがあるが、犯罪被害者等はりようしていない場合がある。また、各地方自治体の医療機能情報提供制度により、PTSD等各疾患の治療に対応可能な医療機関を検索することができる。	○里親研修 里親研修や養育相談等を通じ、被虐待児童等への理解促進及び里親が行う養育の支援を行います。（子ども生活部青少年・子ども家庭課）（資料2 東京都）被害少年の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援により、里親制度の充実を図る。（資料4 警察庁）
	35 家庭支援相談等事業（「おきなわ子ども虐待ホットライン」）	厚生労働省が第3次犯罪被害者等基本計画に基づいてこの制度の周知を図っており、各自治体はこれを利用することもできる。	○児童相談所の体制と取り組みの強化 児童虐待を始め、困難な問題を抱える家庭をより効率的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取り組みや、各自治体や保健所等関係機関との連携を教料していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実、また児童福祉士などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。（子供生活福祉部青少年・子ども家庭課）（資料2 東京都）
	36 地域生活支援事業（高次脳機能支援）	犯罪被害者等が就学している場合、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けることが想定される。スクールカウンセラーの配置については、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、文部科学省が適正な配置や資質の向上など、学校におけるカウンセリング体制の充実を図っている。自治体は教育委員会を通じてこれに協力することが期待される。（被害者が創る条例研究会資料より）	○高次脳機能障害者に対する相談、支援 高次機能障害のある人への相談支援を実施するとともに関係機関向けにリーフレット等を作成・配布するなど、関係機関への普及啓発を行います。（子ども生活福祉部障害福祉課）（資料2 東京都）
	37 性暴力被害者ワンストップ支援センター運営事業	第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、文部科学省が適正な配置や資質の向上など、学校におけるカウンセリング体制の充実を図っている。自治体は教育委員会を通じてこれに協力することが期待される。（被害者が創る条例研究会資料より）	○犯罪被害者に対する診断書料等の公費支出 性暴力被害、配偶者暴力被害、心身取引被害者等のうち生計が困難にある方のために、無料又は低額な料金を診療を行います（★矢野会長の提出資料参照、細かい金額の設定が必要では）。（子ども生活福祉部女性力・平和推進課）（資料2 東京都）ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるための人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る（資料4 警察庁）
	38 保健所での相談等	最も早期に犯罪被害者等に接する可能性が高いのは、警察であり、必要に応じて被害者支援要員を配置して、犯罪被害者等支援を実施しています。しかし、事件発生からの時間の経過とともにIHつような支援は変遷していきます。また、犯罪被害者等のおかれた状況はさまざまであり、必要とされる支援も千差万別となります。このため、保険医療サービスや福祉サービス、経済的支援等、国、自治体、様々な主体が実施している支援サービスにつなげることが必要となってきます。こうした保健医療サービスや福祉サービスの窓口も犯罪被害者等がアック種行政手続きをする窓口も自治体であることが多いため、警察本部及び警察署と自治体の犯罪被害者等支援担当者の連携が、円滑な支援にとって極めて重要です。加えて、犯罪被害者等が児童生徒の場合、当該児童が通う学校と十分連携を取り、学校においても当該児童生徒を支える体制を一層充実させる必要があります。（資料3 三重県）	○医療保険・福祉サービスの提供 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう、医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減等必要な情報提供と支援を行う。（保健医療部保健医療総務課）（被害者が創る条例研究会資料より）
	39 精神保健福祉相談の実施		○医療保険・福祉サービスの提供 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう、医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減等必要な情報提供と支援を行う。（保健医療部保健医療総務課）（被害者が創る条例研究会資料より）
	40 スクールカウンセラー配置事業		○学校におけるカウンセリング体制の充実 スクールカウンセラーの配置については、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、文部科学省が適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上など、学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。自治体は教育委員会、学校、児童相談所等を通じてこれに協力する。（教育庁県立学校教育課）（被害者が創る条例研究会資料より） 被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取り組みや、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る（教育庁県立学校教育課）（資料4 警察庁）
	41 就学継続支援員配置事業		○学校におけるカウンセリング体制の充実 スクールカウンセラーの配置については、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、文部科学省が適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上など、学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。自治体は教育委員会、学校、児童相談所等を通じてこれに協力する。（教育庁県立学校教育課）（被害者が創る条例研究会資料より） 被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取り組みや、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る（教育庁県立学校教育課）（資料4 警察庁）
	42 学校及び児童相談所等の連携の充実		○学校におけるカウンセリング体制の充実 スクールカウンセラーの配置については、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、文部科学省が適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上など、学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。自治体は教育委員会、学校、児童相談所等を通じてこれに協力する。（教育庁県立学校教育課）（被害者が創る条例研究会資料より） 被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取り組みや、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る（教育庁県立学校教育課）（資料4 警察庁）
	43 学校における教育相談体制の充実		○学校における教育相談体制の充実 被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取り組みや、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る（教育庁県立学校教育課）（資料4 警察庁）
	44 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進		○被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進 被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期支援団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。（警察本部警務部広報相談課、生活安全部少年課）（資料4 警察庁）
	45 性暴力被害者支援に係る研修事業		○性暴力被害者支援に係る研修事業 性暴力被害、配偶者暴力被害、心身取引被害者等のうち生計が困難にある方のために、無料又は低額な料金を診療を行います（★矢野委員長の提出資料参照、細かい金額の設定が必要では）。（子ども生活福祉部女性力・平和推進課）（資料2 東京都）また、性暴力被害者支援員に係る研修の計画及び実施を行う。
追加	警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実		○警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実 性犯罪被害者の精神的被害の回復に資するため、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーが効果的に活用され警察によるカウンセリング費用の公費負担制度が効率的に運用されるよう努める。（○部△△課）（資料4 警察庁）（★矢野委員長の提出資料参照、細かい金額の設定が必要では）

2 保護・捜査の過程における配慮	現状と課題	具体的施策
63 迅速・確実な被害の届け出の受理	自治体では無料法律相談サービスを提供していることが少なくないが、犯罪被害のような専門的な知識を必要とする相談に十分対応することが難しいのが実情である。また、託児や介護問題、裁判所までの旅費も刑事裁判への積極的な関与を妨げる要因となりうる。被害者参加の検討段階から被害者参加旅費等の情報を犯罪被害者等が得られることが望ましい。既存の条例には、公判期日に出席するために必要な費用の補填を盛り込んだ自治体もある（兵庫県）（★矢野委員長の提出資料参照、細かい金額の設定が必要では）。（犯罪被害者等が創る条例研究会資料より）	○迅速・確実な被害の届け出の受理 犯罪被害者等からの被害の届け出に対しては、警察において、その内容が明白は虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速かつ確実に受理する。（警察本部関係各課）（資料4警察庁）
64 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進		○医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進 警察において、当初は警察への届け出を躊躇した性犯罪被害者が、後日警察への届け出意思を有るに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者等の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取り組みを進める。また、証拠資料の取り扱いに当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。警察において、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。（警察本部刑事部捜査第一課）（資料4警察庁）
65 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な対応		○刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な対応 警察庁及び法務省において連携し、検死及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明に努める。（警察本部刑事部刑事企画課）（資料4警察庁）
66 犯罪被害者等の意向に配慮した証拠物件の取り扱い		○犯罪被害者等の意向に配慮した証拠物件の取り扱い 警察において、証拠物件が毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で変換又は処分するよう努める。法務省において、被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付を行うとともに、必要に応じ、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続き適正な運用に努める。（警察本部刑事部刑事企画課）
67 捜査に関する適切な情報提供等（被害者連絡制度、民間団体との連携）		○捜査に関する適切な情報提供等（被害者連絡制度、民間団体との連携） 警察において、捜査の支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するように努める。また、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る（警察本部刑事部刑事企画課、刑事部少年課）（資料4警察庁）
68 交通事故被害者等の心情に配慮した交通事故事件捜査の推進		○交通事故被害者等の心情に配慮した交通事故事件捜査の推進 警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ綿密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実にも努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した取り組みを一層推進する。（警察本部交通部交通指導課）（資料4警察庁）
69 警察職員に対する研修の充実等		○警察職員に対する研修の充実 犯罪被害者等に寄り添った支援が提供できるよう、警察職員による二次被害や犯罪被害者等の個人情報の適切な取り扱い、被害者が男性もしくは性的マイノリティの場合の支援等を含めた資質向上のための研修等を行います。（警察本部）（資料3三重県、資料4警察庁）
70 女性警察官の配置等		○女性警察官の配置 警察省関係各課及び警察署に性犯罪捜査員（女性警察官）を指定して、性犯罪被害者へ適切な支援を行います。（資料2東京都）また、多様化、複雑化する相談に対し、適切な情報提供を行うため性犯罪捜査員の専門性向上にむけて研修を行うなど、相談体制の充実を図ります。（資料3三重県）（警察本部）
71 被害児童からの事情聴取における配慮		○被害児童からの事情聴取における配慮 検察庁、警察、児童相談所等においては、被害児童の負担軽減及び被害児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化する。具体的には、被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うとともに、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所、回数、方法等に配慮する。（警察本部）（資料4警察庁）
72 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善		○警察におけるハンザイ被害者等のための施設等の改善 各警察署に整備された被害者相談室を犯罪被害者等の事情聴取等に活用するほか、犯罪被害者支援室及び各警察署に被害者支援車両またはスモークフィルム装着車を配備して、犯罪被害者等のプライバシーに配慮した犯罪被害者支援にあたります。（警察本部）（資料4警察庁）

基 再 本 被 方 害 針 ・ 3 二 次 被 害 の 防 止	1 安全の確保		現状と課題	具体的施策
	46	再被害の防止に向けた関係機関（配偶者暴力相談センターと児童相談所等）の連携	犯罪被害者等は、加害者から再び危害を加えられる再被害を受けるおそれや再被害をうけるのではないかという不安を抱えています。そのような不安から被害の届け出を躊躇するようなことのないよう、不安を取り除き、安全を確保する必要があります。また、報道機関等からの過剰な取材等による二次被害から逃れるためなど、一時的な転居等が必要になることがあり、場合によっては、犯罪等により従前からの住居に居住することが困難となることもあります。被害後、精神的・身体的被害による仕事の能率低下、治療のための入院・通院、捜査協力や裁判への出廷等による休暇や欠勤等、仕事に支障をきたす場合もあります。また、職場において二次被害を受け、出勤が辛くなるなど、事件後に仕事を休職・退職せざるを得なくなる場合が多く、職場における犯罪被害者等への理解の促進や二次被害の防止、職を失った場合の支援が必要です。（資料3三重県）	○再被害防止に向けた関係機関の連携の強化 警察庁において、配偶者からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等の保護に関する警察、婦人相談所、児童相談所等の連携について、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層の強化を図る。（警察本部広報相談課、生活安全部少年課）（資料4警察庁）
47	児童相談業務運営	○児童相談所の体制強化と取り組みの強化 児童虐待を始め、困難な問題を抱える過程をより効果的に支援するため、子どもの保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取り組みや、市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉士などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。（子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）（資料2東京都）		
48	児童虐待防止対策事業	○児童相談所における被害児童等への支援 18歳未満の犯罪被害児童及び被虐待児童については、児童相談所において、専門職員などによる継続的カウンセリングなど支援を実施します。（子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課）（資料2東京都）		
49	再被害防止に向けた学校と警察の連携	○再被害防止に向けた学校と警察の連携 警察庁及び教育庁において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を諮り、再被害の防止に努める。（教育庁義務教育課）（資料4警察庁）		
50	児童虐待の防止等体制整備	○児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備 学校教育関係者等の職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等に対し、早期発見・早期対応のための体制整備や適格な対応を促す。具体的には教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加を促す。（教育庁義務教育課）（資料4警察庁）		
51	警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化	○児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備 警察において、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する職員の専門的知識・技能向上に努めるとともに、警察本部に児童相談所の関係機関との連携や児童虐待の専門的な対応に関する警察職員に対する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を設置するなど、児童虐待への対策の強化を図る。（教育庁義務教育課）（資料4警察庁）		
52	再被害の防止に資する適切な加害者処遇（ストーカー事案、DV事案）	○警察における再被害防止措置の推進 警察において、13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努める。警察において、同一の加害者により再び危害を加えられる恐れのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。（警察本部関係各課）（資料4警察庁）		
53	犯罪被害者等に関する情報の保護	○再被害防止に資する適切な加害者処遇 ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放された者及び保護観察付執行猶予となったものについては、犯罪被害者等との接触の禁止等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であることから、保護観察所及び警察が綿密かつ継続的に連携し、当該者の特異同行等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる（警察本部生活安全部人身安全対策課）		
54	行方不明者対策強化	○犯罪被害者等に関する情報の保護 「警視庁犯罪被害者支援要綱」に基づき、犯罪被害者支援に関する広報に当たっては、被害者のプライバシーに十分配慮しています。特に、事件について報道発表を行う場合は、当該事件の被害者に対し、事前に必要な情報を提供するように努めます。（警察本部警務部広報相談課、事件主幹課）（資料2東京都）警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表となるように配慮する。（資料4警察庁）		
追加	保護、捜査、公判等の過程における配慮等	(削除?)		○保護、捜査、公判等の過程における配慮等 犯罪被害者等の保護や被害に係る事件の捜査又は公判の過程において、犯罪被害者等の人権に十分配慮するとともに、犯罪被害者等の負担を軽減するための取り組みをすすめます。（〇〇部△△課）（資料2東京都）
追加	マスコミのメディアスクラム対策支援			

2 二次被害の防止		現状と課題	具体的施策
追加	個人情報の保護	犯罪被害者等は、加害者から再び危害を加えられる再被害を受けるおそれや再被害をうけるのではないかという不安を抱えています。そのような不安から被害の届け出を躊躇するようなことのないよう、不安を取り除き、安全を確保する必要があります。また、報道機関等からの過剰な取材等による二次被害から逃れるためなど、一時的な転居等が必要になることがあり、場合によっては、犯罪等により従前からの住居に居住することが困難となることもあります。被害後、精神的・身体的被害による仕事の能率低下、治療のための入院・通院、捜査協力や裁判への出廷等による休暇や欠勤等、仕事に支障をきたす場合もあります。また、職場において二次被害を受け、出勤が辛くなるなど、事件後に仕事を休職・退職せざるを得なくなる場合が多く、職場における犯罪被害者等への理解の促進や二次被害の防止、職を失った場合の支援が必要です。（資料3三重県）	○個人情報の保護 県は、犯罪被害者が二次被害を受けることが無いように、プライバシー及び名誉の保護に努め、犯罪被害者等の個人情報を保護する基準を策定し実施するとともに、警察と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努める。（〇〇部△△課）（被害者が創る条例研究会資料より）
追加	安全確保のための一時的な住居先の確保		○安全確保のための一時的な住居先の確保 犯罪被害や二次被害・再被害防止のために一時的に転居が必要となった際の住居先を速やかに確保するため、不動産関係団体等との協定を視野に入れて、効率的な方法について検討します。（〇〇部△△課）（資料3三重県）
追加	事業者の犯罪被害者等への理解の促進		○事業者の犯罪被害者等への理解の促進 県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の休職・退職及び職場における二次被害の防止等を図ります。（〇〇部△△課）（資料3三重県）

基本方針4 県民及び事業者の理解の促進	1 県民及び事業者の理解の促進	現状と課題	具体的施策
	73 市町村を巡回するパネル展示の実施	人から危害を加えられ、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心無い言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛になっています。周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について、広く県民の理解を促進する必要があります。	○年間を通じた広報啓発活動の実施 警察、自治体、地域で活動する民間団体等、多様な主体との連携を進め、様々な啓発イベントの機会を活用することにより、年間を通じた広報啓発活動を実施します。（子ども生活福祉部消費・くらし安全課）（資料2 東京都）
	74 二次的被害についての理解の増進（県民・事業者）		(基本方針3・二次被害の防止を参照)
	75 交通事故相談所の広報啓発活動の実施		○年間を通じた広報啓発活動の実施 警察、自治体、地域で活動する民間団体等、多様な主体との連携を進め、様々な啓発イベントの機会を活用することにより、年間を通じた広報啓発活動を実施します。（子ども生活福祉部消費・くらし安全課）（資料2 東京都）
	76 DV防止対策事業		○配偶者暴力防止の普及啓発 配偶者暴力防止に係るパンフレット・PRカードの作製・配布や配偶者暴力防止に関する講演会等の実施など、県民の理解を深めるための啓発活動を実施します。（子ども生活福祉部消費・くらし安全課）（資料2 東京都）
	77 女性に対する暴力をなくす運動		○配偶者暴力防止の普及啓発 配偶者暴力防止に係るパンフレット・PRカードの作製・配布や配偶者暴力防止に関する講演会等の実施など、県民の理解を深めるための啓発活動を実施します。（子ども生活福祉部消費・くらし安全課）（資料2 東京都）
	78 犯罪被害者等の人権を含む人権問題に関する啓発		○学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進 学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。（子ども生活福祉部女性力・平和推進課）（資料4 警察庁）
	79 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施		○犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施 警察において、犯罪被害者等の個人情報に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に犯罪対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。（警察本部生活安全部人身安全対策課）（資料4 警察庁）
	80 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施		○犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報活動 自治体との令園により行っている「犯罪被害者週間行事」について、行事内容や実施体制の充実を図るなど、より一層効果的な実施に努めます。（子ども生活福祉部消費・くらし安全課、警察本部警務部広報相談課関係各課）（資料2 東京都）各関係機関において「犯罪被害者週間」に合わせて広報啓発活動を集中的に実施する。また、犯罪被害者等の参加・協力を得て、当該週間に犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動をする。（資料4 警察庁）
	81 あらゆる広報媒体を活用した広報活動の充実		○年間を通じた広報啓発活動の実施 警察、自治体、地域で活動する民間団体等、多様な主体との連携を進め、様々な啓発イベントの機会を活用することにより、年間を通じた広報啓発活動を実施します。（子ども生活福祉部消費・くらし安全課）（資料2 東京都）民間被害者支援団体と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を推進する。（子ども生活福祉部消費・くらし安全課、警察本部警務部広報相談課関係各課）（資料4 警察庁）
	追加 理解の浸透度の把握のための取り組み		
	追加 市町村の理解の促進		命令はできなくとも協力依頼はできるはず 庁内会議と連絡会議の連携を明記

基本 間 方 団 針 5 ・ 支 援 従 事 者 の 育 成 ・ 支 援	1 人材の育成	現状と課題	具体的施策
	82 県職員・市町村職員向け研修会の実施	<p>犯罪被害者等の相談に応じ、適切な支援を行うためには、研修等を通じ、犯罪被害者等のおかれている状況や支援の重要性を理解することが必要である。また、犯罪被害者等のための総合的対応窓口の職員は、各自治体や関係機関等が提供するさまざまなサービスとの情報を収集し、活用できるようにしておく必要がある。各自治体担当者が支援に関する情報を共有するためには、それぞれの担当者が顔の見える関係づくりをすることも重要である。研修の実施に際しては、犯罪被害者等のための総合的対応窓口の職員だけでなく、当該自治体のその他の職員、関係民間団体等の構成員など、支援に関わるさまざまな人々を対象とすることが望ましい。（被害者が創る条例研究会資料より）</p>	<p>○犯罪被害者等施策に携わる関係機関の者及び自治体職員等の育成及び意識の向上 犯罪被害者等施策に携わる関係機関職員等の者及び自治体育成意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招き、犯罪被害者等施策講演会等を開催する。（子ども生活福祉部消費・くらし安全課）（資料4 警察庁）とともに犯罪被害者等支援に関する研修等を行い資質の向上を図る。</p> <p><u>（以下資料4 警察庁）</u> <u>保険医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）</u> (21) 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等 ア警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁】（64）</p> <p>イ警察庁及び厚生労働省が連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁、厚生労働省】（65）</p> <p>ウ警察庁、文部科学省及び厚生労働省が連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁、文部科学省、厚生労働省】（66）</p> <p>エ前記施策のほか、警察庁において、関係府省庁と連携し、関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う。【警察庁】（67）</p> <p>(22) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進 文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】（68）</p> <p><u>相談及び情報提供等（基本法第11条関係）</u> (30) 犯罪被害者等の相談窓口の周知と研修体制の充実 法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談や人権侵害事件の調査救済制度について引き続き周知する。また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」、「SNSを利用した人権相談」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。さらに、人権相談に際しては、犯罪被害者等の相談者が置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、研修の一層の充実を努める。加えて、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対し、新任委員に対する委嘱時研修をはじめとする各種研修を通じて、犯罪被害を含む人権問題全般に適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】（200）</p>
	83 犯罪被害者等に関する個人情報の保護等		(基本方針4 49参照)
	84 交通事故相談所職員の育成		<p>(基本方針5 48も参照) ○交通事故相談活動の推進 交通事故相談員に対し、各種研修や実務必携のを通じた能力向上を図るなど、交通事故被害者等の救済のため交通事故相談所の活動を推進する（資料4 警察庁）</p>

85	民生委員・児童委員に対する研修の実施	<p>保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）</p> <p>(1) 職員等に対する研修の充実等</p> <p>ア内閣府において、フンストップ支援センターの相談員、行政職員及び医療関係者に対する研修を引き続き実施するとともに、センター長やコーディネーターに対する研修の令和3年度からの実施を検討する。また、支援に関する基礎知識をオンラインで学ぶことができるよう、オンライン研修教材の開発・提供を進める。【内閣府】（106）</p> <p>イ警察において、犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、犯罪被害者、遺族等による講演、警察本部の犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。【警察庁】（107）</p> <p>ウ警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、同事案に対処する警察官に対して必要な教育を行う。【警察庁】（108）</p> <p>エ警察において、被害児童の聴取に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努める。【警察庁】（109）</p> <p>オ警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。【警察庁】（110）</p> <p>カ警察において、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。【警察庁】（111）</p> <p>キ法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】（112）（再掲：第4-2（235））</p> <p>ク法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等への理解を深めることに資するセミナーを実施するとともに、積極的に検察官に市民感覚を学ばせつつ、幅広い視野、見識等をかん養させることを目的として、公益的活動を行う民間の団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどして、職員の対応の向上に努める。【法務省】（113）</p> <p>ケ法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（114）（再掲：第3-1（149）、第4-2（236））</p> <p>コ法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（115）（再掲：第3-1（148））</p> <p>サ法務省において、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識の向上を図る。【法務省】（116）</p> <p>シ日本司法支援センターにおける犯罪被害者等支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修を実施する。【法務省】（117）</p> <p>ス厚生労働省において、民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質の向上のための研修の実施を支援する。【厚生労働省】（118）</p> <p>セ厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会の場を活用して職員の専門的な資質の向上を図るとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修を促進する。【厚生労働省】（119）</p>
86	女性相談員等職務関係者の資質向上	
87	児童養護施設職員等資質向上支援事業	
88	性暴力被害者支援に係る研修事業	
89	学校における相談対応能力の向上	
90	警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	
追加	関係分野の職員の資質向上（85～90の施策をまとめる）	

2 民間支援団体に対する支援

現状と課題

具体的施策

91	民間支援団体における人材の確保・育成	第3次犯罪被害者等基本計画においても、「偏在被害者等の援助を行う民間団体の活動の支援等」として、「地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実、強化を働きかけ、地域における途切れることのない支援の実施を促進する」としている。地方公共団体の取り組み例として、民間団体に施設・庁舎の一部を無償又は低額により提供、各種研修の講師派遣、関係民間団体等が作成したポスター・リーフレットの提示・配布・備え付け、パンフレット等への関係民間団体等の情報の記載、各種広報啓発事業の共催、講演名義の付与が挙げられる（奈良県、広島県）。（被害者が創る条例研究会資料より）	<p>(資料4 警察庁) 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）</p> <p>(1) 民間の団体に対する支援の充実 ア警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるとともに、これらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。また、警察庁において、民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。【警察庁、厚生労働省】（242）</p> <p>イ法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。【法務省、文部科学省、国土交通省】（243）</p>
92	民間支援団体の取組に対する支援	<p>(2) 預保納付金の活用 振り込み詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込み詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。【金融庁、財務省、警察庁】（244）（再掲：第1-2（18））</p> <p>(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等</p> <p>警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援する。また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知するとともに、SNS等の様々な媒体を活用して広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援する。さらに、関係府省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を、希望する民間の団体に対しても配信するなど、関係府省庁や民間の団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。加えて、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働きかけ、地域における途切れることのない支援を促進する。【警察庁】（245）</p>	<p>(2) 預保納付金の活用 振り込み詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込み詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。【金融庁、財務省、警察庁】（244）（再掲：第1-2（18））</p> <p>(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等</p> <p>警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援する。また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知するとともに、SNS等の様々な媒体を活用して広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援する。さらに、関係府省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を、希望する民間の団体に対しても配信するなど、関係府省庁や民間の団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。加えて、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働きかけ、地域における途切れることのない支援を促進する。【警察庁】（245）</p>
追加	その他の民間被害者支援団体への援助 ex. ゆいセンター	<p><u>自助グループと称する被害者団体を「その他の支援団体」として位置づけ、その援助を行い、県は生命のメッセージ展の企画援助を行う。（をどう追記する？）</u></p>	<p>(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等 警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【警察庁】（246）（再掲：第5-1（269））</p> <p>(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を所管する内閣府において、令和2年度税制改正をはじめとする累次の税制改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や同法の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含め、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるウェブサイトの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】（247）</p>
93	民間支援員の養成と専門性の向上への支援等		<p>(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援の充実を図るための指導・助言を行う。【警察庁】（248）</p> <p>(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導 都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し、改善命令をはじめとする指導を行う。また、<u>その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。</u>【警察庁】（249）</p>
94	里親支援事業		

基本携 方協 針力 6 体制 の 整備	1 総合的な支援体制の整備	現状と課題	具体的施策
追加	総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進	被害者支援施策は、国、都道府県、市区町村の三層構造になっており、市区町村は都道府県と役割分担をしつつ、地域における支援や施策を充実させていくことが重要である。また、関係機関・団体、その他関係する者等としては、民間の犯罪被害者支援団体及び被害者団体だけではなく、弁護士会、医師会、臨床心理士会、公認心理師会、社会福祉協議会、精神保健福祉士会、社会保険福祉士会、保護司会、民生委員、児童委員、保健師、助産師、人権擁護委員などが考えられる。このような関係機関・団体とも連携・協力する支援体制の整備が望まれる。また、当該市町村の外に住む家族が犯罪被害に遭った場合や、被害者等が転居した場合にも、当該市町村から他の市町村の犯罪被害者等施策担当部署あるいは総合的対応窓口確実に繋ぐことにより、被害者等が住居する地域で必要な支援を受けることが出来るようになる。	<p>(★以下資料4警察庁) 1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係) (1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進 警察において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う。【警察庁】(166)</p> <p>(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進 警察において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局を定期的に確認する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策を周知するため、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、ポスター、リーフレット、SNS等を活用した広報の充実を努める。さらに、犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう、地方公共団体に対して要請する。【警察庁】(167)</p> <p>(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進 警察において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象とする研修、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」の発信等を通じて、総合的対応窓口等における好事例や犯罪被害者等支援の先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。【警察庁】(168)</p> <p>(4) 地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化 警察において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等を早期に専門職の支援につなげるため、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請する。【警察庁】(169)</p> <p>(5) 地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等 警察において、都道府県における市区町村の連携・協力の充実・強化を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいだ連携・協力が必要な事案に備えて、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報共有を促進する。【警察庁】(170)</p> <p>(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体、地方検察庁、弁護士会、医師会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る、警察本部や警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を強化し、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】(183)</p>
追加	総合的対応窓口等の周知の促進	更に本島と離島、沖縄県内と県外等、被害者やその家族が離れた場所にまたがっている場合においても、総合的対応窓口の更なる支援体制の強化が望まれる。	
追加	総合的対応窓口等の充実の促進		
追加	地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等		
追加	専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化等		
追加	県被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進		

2	相談及び情報の提供	現状と課題	具体的施策
1	犯罪被害者施策に関する総合的対応窓口の運営・充実	「支援制度や手続きがあること自体知らなかった」という犯罪被害者等のこえもあり、「情報提供」「助言」のため、市町村の提供している支援制度や手続きについて、一覧表や手続き期限等を記載したチェックシート等を用意しておき、犯罪被害者等に渡すことが望ましい。犯罪被害者等には自ら支援を求められない状況にある者も居る。」従って、自治体は被害者等の情報を積極的に収集し、必要としている支援を受けられるよう犯罪被害者等らに働きかけることが期待される。	<p>(以下資料4 警察庁) 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）</p> <p>(6) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上 警察庁において、地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招き、関係府省庁及び地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者等支援に関する最新の情報を提供するとともに、地方公共団体における先進的・意欲的な取組事例を含め、犯罪被害者等支援に関する資料の提供に努める。【警察庁】（171）</p> <p>(7) ワンストップ支援センターの体制強化 ワンストップ支援センターの体制強化するため、次の施策を推進する。 ア内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。【内閣府】（172）（再掲：第2－1（59））</p> <p>イ警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。【警察庁】（173）（再掲：第2－1（60））</p>
2	沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの配置	自治体は、犯罪被害者等が安心して日常生活及び社会生活が営むことができるように必要な情報の提供を行い、二次被害及び再被害を含め犯罪被害者等が直面するさまざまな問題についての相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等に精通している者を紹介し、手続きを補助し、付き添い及び訪問を行う等必要な支援を行うと共に、支援に関する総合的な調整を行う事が求められる。	ウ厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、ワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】（174）（再掲：第2－1（61）） エ厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができる旨を周知する。【厚生労働省】（175）（再掲：第2－1（62））
3	市町村の総合的対応窓口等との連携・養成		オ前記施策のほか、関係府省庁において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】（176）（再掲：第2－1（63））
4	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布		<p>(8) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供 厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を行う。【厚生労働省】（177）（再掲：第2－1（57））</p> <p>(9) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用 厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（178）（再掲：第2－1（58））</p> <p>(10) 性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実 文部科学省において、性犯罪の被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。また、24時間子供SOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知する。【文部科学省】（179）</p>
追加	被害者ノートの作成・配布		<p>(11) 地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実 内閣府において、都道府県及び市区町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実を図る。【内閣府】（180）</p> <p>(12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等 警察庁において、民間被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力をを行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等）を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体の職員や民間支援員が参加できる研修の実施に努める。【警察庁】（181）（再掲：第4－2（239））</p>
5	沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催		<p>(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 警察において、犯罪被害者等支援に係る機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供できるよう努める。【警察庁】（182）</p> <p>(15) 警察における相談体制の充実等 ア警察において、全国統一の警察相談専用電話「#9110」番、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じ、警察本部又は警察署の被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供等や、他の警察本部又は警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を行うとともに、死亡事故等の遺族等から、当該事故等の加害者に対する意見聴取等の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合には必要な情報を提供するなど、適切な対応に努める。【警察庁】（184）</p>
6	県内外の関係機関との連携		イ警察において、性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】（185）
7	犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実		<p>(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備 警察において、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、都道府県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。【警察庁】（186）</p> <p>(17) 指定被害者支援要員制度の活用 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を実施するなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等の充実等に努める。【警察庁】（187）</p>
8	交通事故相談活用の推進		<p>(18) 交通事故相談活動の推進 国土交通省において、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対し、各種研修や実務必携の発刊を通じた能力向上を図るなど、交通事故被害者等の救済のため、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進する。【国土交通省】（188）</p> <p>(19) 公共交通事故の被害者等への支援 国土交通省において、公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②事故発生後から被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故の被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援を着実に進める。【国土交通省】（189）</p> <p>(20) 婦人相談所等の職員に対する研修の促進</p>

9	性暴力被害者ワンストップ支援センター運営事業	<p>厚生労働省において、配偶者等からの暴力を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する婦人相談所等の職員の理解を深めるため、専門的な研修の実施を促進する。【厚生労働省】（190）</p> <p>(21) ストーカー事案への対策の推進 内閣府において、被害者等の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。【内閣府】（191）</p> <p>(22) ストーカー事案への適切な対応 警察において、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定・平成29年4月24日改訂）を踏まえ、関係府省庁と連携し、各種対策（被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援を図るための措置）を行い、関係機関・団体等と連携し、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。【警察庁】（192）</p> <p>(23) 人身取引被害者の保護の推進 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民に対する情報提供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。【内閣官房】（193）</p> <p>(24) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化 総務省において、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。【総務省】（194）（再掲：第5－1（264））</p>
10	沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議の開催	<p>(25) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携強化 法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識や捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携強化を図る。【法務省】（195）</p> <p>(26) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化を図ることにより、検察庁の相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供できるよう努める。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を、必要とする犯罪被害者等に提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】（196）</p>
11	精神保健福祉相談の実施	<p>(27) 更生保護官署における被害者担当保護司との協働及び関係機関・団体等との連携・協力による支援の充実 法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じ、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を強化するなどし、支援内容の充実を図る。【法務省】（197）</p> <p>(28) 被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に対する研修等の充実 法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的として、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義等の研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、犯罪被害者等施策の適正な実施に努める。【法務省】（198）</p>
12	海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報収集	<p>(29) 犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討 法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】（199）</p> <p>(30) 犯罪被害者等の相談窓口の周知と研修体制の充実 法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談や人権侵犯事件の調査救済制度について引き続き周知する。また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」、「SNSを利用した人権相談」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。さらに、人権相談に際しては、犯罪被害者等の相談者が置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、研修の一層の充実を図る。加えて、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対し、新任委員に対する委嘱時研修をはじめとする各種研修を通じて、犯罪被害を含む人権問題全般に適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】（200）</p>
13	性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実	<p>(31) 犯罪被害者である子供等の支援 法務省において、子供、女性、高齢者、障害のある人等からの相談により、人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携して人権侵犯事件として調査を実施し、事案に応じた適切な措置を講ずる。【法務省】（201）</p> <p>(32) 高齢者や障害のある人等からの人権相談への対応の充実 法務省において、老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、引き続き、高齢者や障害のある人及び高齢者や障害のある人と身近に接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実を図る。【法務省】（202）</p>
14	学校における連携及び教育相談体制の充実	<p>(33) 日本司法支援センターによる支援 ア日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等の心情に配慮しつつ、その置かれた状況を適切に聴取すること等により、個別の状況に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介できるよう努めるとともに、弁護士会等と連携し、犯罪被害者等支援に精通している弁護士の紹介体制の整備に努める。【法務省】（203）</p> <p>イ日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取を行うなどして、関係機関・団体との連携・協力の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じて最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】（204）</p>
15	学校と関係機関の連携強化及び相談窓口機能の充実	<p>ウ日本司法支援センターにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】（205）</p> <p>エ日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報活動に加え、SNS等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】（206）（再掲：第3－1（138））</p> <p>オ日本司法支援センターにおいて、認知機能が十分でないために弁護士等の法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者に対し、その生活再建に資するよう、民事法律扶助制度による法的支援を適切に行う。【法務省】（207）</p>
16	不登校の継続的支援促進	<p>カ日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に発展するおそれの大きいストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待の被害者を対象とした事前の資力審査を要しない法的支援を適切に行う。【法務省】（208）</p> <p>(34) 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討 法務省において、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について、見直しの要否も含めて検討を行う。【法務省】（209）</p> <p>(35) 地域包括支援センターによる支援 地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進する。【厚生労働省】（210）</p>
17	学校における相談体制の充実等	<p>(36) 学校内における連携及び相談体制の充実 ア文部科学省において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である</p>

18	性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進	児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。また、教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】（211）（再掲：第4－2（237））
19	親子電話相談	イ 文部科学省において、虐待を受けた子供への対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料等を活用しつつ、養護教諭の資質向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】（212） (37) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実 文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能するよう支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化する。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする児童生徒等に提供するなどして、児童生徒及びその保護者等への対応等を促進する。この場合において、加害者が教職員・児童生徒等当該学校の内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、既存の常時利用可能な相談体制を活用しつつ、必要に応じて柔軟に対応するなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。さらに、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、児童生徒及びその保護者等に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関の情報提供を促進する。【文部科学省】（213） (38) 犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進 文部科学省において、犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、教育委員会が設置する教育支援センターによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】（214）
20	被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	(39) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実 ア 厚生労働省において、医療機関と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進する。【厚生労働省】（215） イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供するなどして、精神保健福祉センター、保健所等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等の適切な実施を促進する。【厚生労働省】（216）
21	警察における相談体制の充実等	(40) 都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨 警察庁において、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、都道府県警察を指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨する。【警察庁】（217）
22	指定被害者支援要員制度の活用	(41) 「被害者の手引」の内容の充実等 ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等施策の紹介を含めた内容の充実・見直しを図りつつ、その確実な配布を一層徹底するとともに、それらの情報をウェブサイト上で紹介する。【警察庁】（218） イ 警察において、都道府県の実情に応じて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。【警察庁】（219）（再掲：第3－1（140））
23	「被害者の手引」の作成、配布	(42) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知 警察庁及び法務省において連携し、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度を周知する。【警察庁、法務省】（220）（再掲：第1－1（3）） (43) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実 ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。【警察庁、法務省】（221）（再掲：第3－1（139）） イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するため、外国語によるパンフレットやウェブサイトの作成等による情報提供を行う。【法務省】（222）（再掲：第3－1（141））
24	犯罪被害者による情報入手の利便性の向上	(44) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上 警察において、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。【警察庁】（223） (45) 自助グループの紹介等 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【警察庁】（224）
25	自助グループの紹介等	(46) 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実 警察庁において、関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策に関するウェブサイトを活用し、関係法令、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。【警察庁】（225） (47) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等 外務省において、海外で邦人が犯罪等の被害に遭った場合、当該邦人等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館等）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供を行うとともに、可能な範囲で支援を行うよう努める。また、警察において、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等への支援に努める。【警察庁、外務省】（226）
26	死傷者多数の事案発生時における対応・被害者等支援活動	(48) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進 関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実を努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（227）（再掲）